

## 令和2年12月役員報酬規程の改定について

### 1. 経緯

三重県立看護大学の役員報酬規程について、令和2年度人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく三重県職員及び国家公務員（指定職）に対する措置に準拠させる変更があった。

### 2. 評価委員会において審議する理由

公立大学法人三重県立看護大学において、役員報酬規程について変更を行った場合、三重県に届出を行う必要があり、この届出があった場合、三重県から評価委員会にその内容を通知することとなっている。

評価委員会において、この通知を受けた場合、国及び地方公共団体の職員の給与等に照らして、三重県に対し、当該報酬規程が適正であるかどうかについて意見を申し出ることができる。※地方独立行政法人法第49条（裏面参照）

### 3. 改定内容概要

役員の基本報酬月額及び賞与については国家公務員（指定職）の給与に準拠している。

今回は「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に伴い、令和2年12月1日から賞与の額を引き下げたものである。※令和2年11月25日改定

年間0.05月分引き下げ（国指定職の改定と同措置）

区分	6月期	12月期
2年度	1.7月	1.65月（改正前1.7月）
3年度以降	1.675月	1.675月

## **地方独立行政法人法（抜粋）**

(役員の報酬等)

**第四十八条** 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 省略

(評価委員会の意見の申出)

**第四十九条** 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

**第五十六条** 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 省略